

保育関連施設等の整備に係る優遇融資のお知らせ

待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業の整備事業について、通常の貸付条件より優遇した条件で融資しております。令和4年度から償還期間、据置期間及び融資率の優遇を実施しております。

《対象となる施設》

- ◎保育所
- ◎小規模保育事業
- ◎幼保連携型認定こども園
- ◎放課後児童健全育成事業
- ◎企業主導型保育事業
- ◎認可外保育施設（補助金・交付金の交付決定により認可を得る見込みがあるもの）

融資条件	【令和4年度以降の融資条件】	【令和3年度までの融資条件】
利率	0.7% ^{※1} (据置期間中無利子)	同左
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内
融資率	95%	90%

- ※1 令和4年5月2日時点：償還期間20年完全固定金利制度の場合。
利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
- ※2 取扱期限は、令和7年3月31日までとなります。

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご
連
絡
先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240